桶川市

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

- 1. 国民健康保険制度について
- (1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。
- ① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018 年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に加入していない方からいただいた税金 を、国民健康保険のために使うもので、税の公平性という観点から、慎重に検討す る余地があると考えております。

現段階では、一般会計からの過度の繰り入れは非常に難しい状況にあります。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】

市町村国保は高齢者などの年金生活者や退職者などの未収入者の加入が多く、かつ医療費の増加により厳しい財政運営となっており、国保制度の構造的問題については、解決すべき重要な課題と認識しております。

この度の国保制度改革により財政主体は都道府県に移りますが、将来にわたり持続可能な制度とするためにも、関係機関と諮って、国庫負担の増額を要望していきたいと考えております。

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税 8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016 年度の実績と 2017 年度の見込み額を教えて下さい。

【回答】

この制度拡充で、保険基盤安定負担金が大幅に増額になったものの医療費の増加や 国保税の減少により相殺され、4億円程度の一般会計からの法定外の繰入金で補てん をしている現状では、保険税の引下げは難しいと考えております。

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【回答】

当市の現状は、医療給付費分では応能7割、応益3割程度となっております。

国民健康保険の被保険者は、被用者保険と異なり、加入世帯すべてに安定収入があるわけではないため、応能負担を増やしてしまうと、中間層の負担が非常に大きくなってしまいます。また、国保税は前年中の所得に基づいて課税されるため、会社を退職され国保に加入した方に対して多大な保険税の負担を求めることとなり、所得割の割合を上昇させることが応能負担の原則に即するとはいいがたい状況にあります。一方、応益負担が多い場合、低所得者の負担増となってしまいますが、低所得者については、応益負担に対して最大7割の軽減を行っております。

今後もバランスを考慮しながら、運用して参りたいと思います。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【回答】

貴重なご意見として承ります。

(2) 減免・猶予規定(国保法 77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014 年度と 2015 年を比較すると約 300 世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の 1.6%にすぎません (2016 年社保協アンケート)。滞納世帯が 20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】

国保税の減免については、国の基準に基づき実施しています。実際に減免を決定するためには個別具体的な判断が必要となるため、納税通知書に同封しているしおりやホームページで減免制度についてご案内をした上で、実際の減免に関しては窓口にてご相談いただく形をとっております。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に 6 年連続で上昇 2015 年度 91.45%に達しています。埼玉県内でも 0.55 ポイント上昇し 90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】

当市では「納税の基本は自主納付」を柱として日々の収納事務を行っております。 滞納となった方については、随時、完納に向けたきめ細やかな「納税相談」を行っておりますが、理由もなく保険税を納付しない場合につきましては、やむを得ず 差押えとなってしまうケースもあります。

なお、差押えについては、国税徴収法第76条等の規定に基づき、適正に処理を しております。

② 2016 年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法 15 条にもとづく 2016 年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

【回答】

徴収の猶予0件換価の猶予0件滞納処分の停止地方税法第15条の7第1項第1号189件地方税法第15条の7第1項第2号108件地方税法第15条の7第1項第3号24件

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017 年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より 3 自治体増え 26(41%)、10 件未満はゼロも含めて前年より 1 自治体減少し 40(63.5%)となりっています。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【回答】

当市では、資格証明書は発行しておりせん。

- (5) 窓口負担の減額・免除について
- ① 患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるといのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などよって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、 生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【回答】

一部負担金の減免については、国の基準に基づき実施しております。今後も収税 担当課や生活保護担当課とも密に連絡を取りながら、適宜対応をして参ります。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。 国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

【回答】

一部負担金の減免が想定している対象者は、災害などによって「一時的に」医療費の支払が困難となった者となります。継続的に医療費の負担が困難な方については、生活保護などの制度を利用しないと改善の方向へは向かわず、一部負担金の減免だけはなく、その方の生活そのものに対する扶助を検討すべきと考えております。 そのため、周知につきましては、国保税の減免と同様、個別具体的な判断を含めて窓口でのご案内をさせていただいております。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【回答】

都道府県単位化以降も市町村の国保運営協議会は設置されます。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016 年度 23 自治体と 3 つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は 12 こちらも 1 つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回答】

国保運営協議会委員の公募はしておりませんが、様々な分野の方のご意見が伺えるよう被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員で構成されております。

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年から4つ増え 41 自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【回答】

国保運営協議会は、審議事項がある時に委員の日程調整をし、開催日時を決めております。定期的な開催でないため、広報等で日程をお知らせできませんが、国保運営協議会の判断で傍聴は可能です。議事録につきましては、情報公開請求をしていただければ、公開いたします。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】

特定健診の自己負担は、70歳から74歳の方は1,000円、70歳未満の方は1,500円となっております。国民健康保険事業を運営するために一般会計から繰り入れている状況では、特定健康診査の自己負担をなくすことは難しいと考えています。

健診内容については、国の基準項目のほかに尿酸と血清クレアチニン、心電図検査を追加しており、また、保健センターで実施する肝炎ウイルス検診、大腸がん検診等との同時受診ができるようになっております。

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにしてください。また集団健診 方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】

現在、大腸がん検診と前立腺がん検診は、特定健診と同時に実施しております。子宮がん検診等、特定健診の実施医療機関では対応できない検診もあるため、全てのがん検診を同時受診にすることは困難です。また、限りある予算の中で、より多くの方にがん検診を受けていただくために、やむを得ず受診者負担をお願いしている状況ですので、ご理解をお願いいたします。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】

当市には、区長会や体育協会、食生活改善推進員協議会等、19団体・機関からの委員と健康づくりサポーターで構成する「桶川市健康づくり市民会議」があります。健康増進課(保健センター)が事務局となり、健康づくりの様々な取り組みを市民と協働で実施しております。また、子どもから高齢者まで簡単に楽しめる「オケちゃん健康体操」普及・出前講座の実施、市内公園への健康遊具の設置なども行っております。保健師の増員については、人事配置計画等により検討してまいりたいと存じます。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】

長寿、健康増進事業につきましては、維持、充実を図って参りたいと考えており、 平成28年度より保養施設の利用助成を増額しております。また、歯科検診につきま しても埼玉県後期高齢者医療広域連合を通じ、一定年齢の方を対象に平成28年度よ り実施をしております。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】

当市では、資格証明書及び短期保険証は、発行しておりません。

滞納をしている方につきましては、今後もきめ細やかな対応を続けて参りたいと思います。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。 また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況(事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準)を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、 予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工 夫した点、課題として考えている点を教えて下さい。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

【回答】

桶川市は平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行しましたが、サービスの種類としては、現行相当サービスに加え、基準緩和型サービスを創設したところです。この2つのサービスについては、事業の運営者は市が指定した介護事業者であり、利用者負担については、現在の介護給付や介護予防給付と同様に、所得に応じて1割又は2割となっております。なお、利用者数については、延べで2,650人程度と予想しております。

事業の運営主体は、現行相当サービス、基準緩和サービスともに、市が定めた基準を満たす事業者としております。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視されるところですが、地域支

援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る 手立てを教えてください。

【回答】

地域支援事業・介護予防事業として重視している事業ということですが、国から示されております事業である、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業は、全て重視して実施しております。なお、これからは地域での取組ということが重要になってきますので、地域で主体的に介護予防に取り組んでもらうために、専門職や地域包括支援センターによる運営支援を行ってまいります。

また、認知症に対する住民への理解促進については、認知症サポーター養成講座を実施し、子どもから高齢者まで幅広く認知症についての知識や、認知症の人やその家族を地域で支えていくことができるよう努めております。また、平成28年度に作成した認知症ケアパス、平成29年度から開始した認知症初期集中支援チームなど、認知症について様々な取組を周知することにより、認知症についての理解促進を図ってまいります。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内30ヵ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

【回答】

桶川市では、平成26年4月より定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を行い、サービス提供を行っています。利用者は昨年と変わらず現在2名の方が利用されており、利用者の数は横ばいとなっています。居宅介護支援事業所の会議等ではサービスの周知活動を行っておりますので、引き続き周知を行い、状況を確認していきたいと考えております。

また、地域医療提供体制につきましては、地区医師会及び郡市医師会と連携し、協議を重ねているところでございます。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上としたことからも、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

桶川市では、来年(平成30年)の4月に100床の特別養護老人ホームを開設される予定となっております。特別養護老人ホーム等の施設整備につきましては、保険料算定に大きく影響する要素の一つであることから、今後につきましても待機者の状況を勘案しながら、次期計画等に反映させるべく、検討していきたいと考えております。

また、要介護2以下の方でも、特別養護老人ホームへ入所する必要がある方につきましては、速やか入所手続きがとれるような体制づくりといたしまして、桶川市では県央圏域(上尾

市、伊奈町、北本市、鴻巣市、桶川市)にて、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」で示されていない部分について、施設が判断する際の目安の取り決めを行っているところでございます。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。 介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【回答】

介護労働者の問題でございますが、介護労働者の定着率向上のために実施している本市としての独自施策は、現在のところございません。現状では、市レベルで対応することは非常に困難な問題であると認識しておりますが、今後、本市における介護労働者の状況等を見極めながら、必要に応じて適切に対処するべく検討してまいりたいと考えております。

6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなど がおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】

2017年度の介護保険制度の法改正では、要介護1、2の認定者の介護保険制度の制限につきましては見送られましたが、一定の所得のある方につきましては3割負担となり、利用者負担割合の見直しを行うこととなりました。今後、国がどのような介護保険制度の改正を行っていくのか、その動き等に注視してまいりたいと考えております。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】

地域包括支援センターの機能強化については、平成26年度から1か所増設をし、市内4か所で運営することで、よりきめ細やかなサービスの提供の推進を図りました。また、人員体制については、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師、要支援者の

プランニングを行う介護支援専門員を配置して、増加する地域支援事業などに取り組んでおります。今後につきましても、桶川市の実情を見ながら、適正な人員配置、機能強化を進めてまいります。また、医療と介護の連携における役割として、地域の医療施設、介護施設を始めとした地域資源の把握に努め、高齢者の相談に適切に応じられるように努めるとともに、地域ケア会議において医師、介護職員等の多職種で検討をすることなどにより、医療と介護の連携により地域の高齢者を支えていけるよう努めてまいります。

また、地域医療介護総合確保基金については、郡市医師会にて在宅医療連携センターの運営や在宅療養支援ベッドの確保に活用されています。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。 すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【回答】

桶川市では、市単独の利用料の減免制度といたしまして、世帯非課税者の在宅介護サービス利用料の1割自己負担の内70%を公費単独助成として実施しております。

また、保険料につきましても、生活保護基準に変わりはなく、保険料の徴収猶予・減免を継続しているところでございまして、第1段階被保険者の保険料につきましては、公費投入により軽減を実施しております。

利用料の2割負担化につきましては、特段の利用者からの意見は市に届いてはおりませんが、利用者負担が高額になった方につきましては、高額介護サービス費として後から限度額を超えた利用料を支給しております。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれている ことと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【回答】

第7次桶川市介護保険事業計画につきましては、現在、策定委員会で計画策定のための審議を行っておりまして、今後の事業計画等を算定していき、必要であれば基金の取り崩しにより繰入を行うなどして、保険給付を円滑に実施するために、不足が生じないよう適正な保険料となるように算定を行いたいと考えております。なお、基金につきましては、平成28年度末で4億5,000万円程度を見込んでいます。

第7次桶川市介護保険事業計画策定にあたっての調査結果でございますが、現在の高齢者は、健康への関心が高く、趣味やスポーツなど自由な嗜好にあわせた社会参加活動を重視しており、また、住み慣れた自宅を中心に様々な介護サービスを利用して生活するという、在宅生活の継続を望んでいる方が多い傾向が見られました。

また、平成28年度の給付総額は約38億9千万円、第1号被保険者数は約21,000人でございまして、共に見込みを下回るような推移となっております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、 単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策 として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バ リアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【回答】

障害者差別解消支援協議会については、既存の障害者の地域生活の充実に向けた検討を行っている協議会である「地域自立支援協議会」の中で取り組んでおります。昨年度は、合理的配慮について実例報告を行いました。今後も引き続き取り組んで参りたいと存じます。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況(か所数とベット数)と、他の市町村のショートステイを利用している実人数(延べ人数でなく)を教えてください。

【回答】

障害者が地域で安心して生活していくための仕組みづくりは、とても重要な課題であると受け止めております。ご質問いただいています障害福祉サービスについては、 障害者計画・障害福祉計画において目標を定め、「地域自立支援協議会」の中でモニタ リングと項目毎の評価を行っており、今後も充実を図ってまいりたいと存じます。

当市内にございます短期入所施設は1か所、ベッド数は4床となります。

平成28年度の短期入所利用者数は19人ですが、市外施設利用者数については、 把握しておりませんのでご理解賜りたいと存じます。

3. **地域活動支援センターⅢ型事業**(①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型)の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センター Ⅲ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で 約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約 880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇 の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他 市町村の地域活動支援センターを利用している実人数(延べ人数でなく)を教えてく ださい。

【回答】

当市では、地域活動支援サンターⅢ型事業を実施している施設は3か所(旧心身障害者地域デイケア施設2か所、旧精神障害者小規模作業所型1か所)ございます。

地域活動支援センターの補助に関しましては、毎年、運営している団体からの要望を伺うとともに利用状況を考慮しながら補助を行っているところでございます。今後も利用者のニーズを受け止めながら充実を図ってまいりたいと存じます。

市外の地域活動支援センターを利用されている方につきましては、利用者の希望に よる利用が1名(①に該当)となります。

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

【回答】

障害児・者生活サポート事業は、迅速かつ柔軟なサービスとして、その重要性は受け止めておりますが、埼玉県の単独事業でございまして、現在、1時間 2,850 円の負担を埼玉県 950 円、桶川市 950 円、利用者が 950 円の負担となっております。その中で、18 歳未満の児童は所得税額によって応能負担としているところでございます。18歳以上の方の利用に関しましては、障害者総合支援法に基づく移動支援や行動援護、日中一時支援などを非課税世帯は無料でご利用いただいているところでございます。今後につきましては、県との対話を深めつつ連携強化に努めてまいります。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

(1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回答】

当市の地域自立支援協議会は、毎月開催しております。また、本協議会の役割として桶川市障害者計画・障害福祉計画の進捗状況や進行管理に関することを定めております。今後も地域自立支援協議会の意見を聞きながら、施策の推進を図ってまいりたいと存じます。

(2) 入所支援施設待機者が県内で1400人~1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目 玉と称されるグループホームも同様に県域外や県外に依存している実態があり、 都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、 近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【回答】

障害者の暮らしの場を拡充していくことは、とても重要な課題であると受け止めております。施設入所の整備は、国・県の方針が基本にありますので、ご理解賜りたいと考えますが、これとは別にグループホームの整備は、障害者の地域生活を充実させるために欠かすことのできない事業だと考えております。桶川市では、地域自立支援協議会を通して、それぞれの立場で、拡充に向けた努力をしていくことを申し合わせているところでございます。平成28年度には、当市に隣接した地域にグループホームが複数新設されております。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別(ローカルルール)を持ち込まないでください。

【回答】

制度上の優先に関しては受け止めざるを得ませんが、本人の状況によっては、障害者の施設で短期入所を実施したケースもあり、状況に合わせた配慮が必要な場合は柔軟に対応を図っております。また、低所得世帯については、ホームヘルプ事業に関して、利用料負担を減免しております。

障害福祉制度と介護保険制度という2つの制度が関わり合っていることから両制度 を所管するそれぞれの課が連携し、継続したサービスを提供できるよう今後も努めて まいりたいと存じます。

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【回答】

重度障害者医療費支給事業の市内医療機関における窓口払いにつきましては、平成26年度から廃止しております。又、制度の改正につきましては、最も必要性の高い方を将来に渡って支援していくための制度として見直し、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を年齢に関係なく対象といたしました。また、2級所持者への拡大は今後の課題として受け止めておりますが、この事業の予算は右肩上がりを続けておりまして、65歳以上新規手帳取得者に関することと合わせまして、市単独での実施は財政的に大

変厳しいものがございます。事業の安定的・継続的運営を可能とするため、現状での 制度維持を基本として考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
- (1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成29年4月1日現在の潜在的な待機児童数は、57名となります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすす めてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【回答】

平成29年4月1日、駅前商業施設内に認可保育所「メリーポピンズ桶川ルーム」 が開設し、保育所の定員66名の増員を図りました。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に 10000 円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治 体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、補助金等で保育園への支援を行っております。 また、低年齢児の保育士については、各保育園へ保育士雇用に要する人件費の補助も 行って、保育士の確保に対して手厚く補助をしております。

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【回答】

低所得世帯、多子世帯、ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、国の基準に基づき、利用者負担の上限額に係る特例措置の拡充を行っております。

また、市独自としましては、所得制限等に関係なく、3人以上の子どもが同居している多子世帯に対し、桶川市多子世帯保育料軽減事業として、0歳から2歳までの子ども(3号認定)を対象に、保育料の無料化を行っております。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。 すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、 そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【回答】

保育所等の入所等の調整をする際、保育を必要とする優先度を入所基準調査表により行い、生活保護世帯や多子世帯、兄弟姉妹での入所希望や育児休業復帰等について、 優先的に行っております。

また、育児休業取得中の上の子については、保育所を継続利用できることになっております。

【学童】

5. **学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。** 学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【回答】

子どもたちの安全・安心な場を確保する観点から、国・県が示す内容に沿った支援 を心がけて、施設整備等を行ってまいりたいと考えております。

6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員(支援員)の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【回答】

支援員の処遇につきましては、より一層の改善が図れるよう関係部署と協議してまいりたいと考えております。

7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の 児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【回答】

引き続き、子どもたちの安全、健やかな成長のための環境整備を図れるよう努めてまいります。

【子ども医療費助成】

8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続 してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を 2018 年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】

子ども医療費の助成対象につきましては、県内でも早い段階において、対象年齢の拡大に努め、平成21年10月診療分から入院・通院ともに15歳年度末まで年齢拡大してこども医療費助成を行っており、平成26年4月診療分から福祉3医療費について、市内の医療機関については窓口払い廃止(現物給付)を実施しております。対象年齢につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

子ども医療費助成制度につきましては、地方単独事業として県が実施しておりまして、現在では県と同基準の対象年齢を小学校就学前までとして事業実施している市町村は皆無の状況のため、対象年齢を15歳年度末まで拡大すること、それに加えて、所得制限の撤廃、自己負担金の撤廃について、県の乳幼児医療費支給事業補助金の補助基準拡大を要望している状況でございます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでいのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口に置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【回答】

相談者が生活に困窮している状況が確認できる場合は、社会福祉課相談窓口に引き継ぐこととしています。

また、窓口では、相談者の方全てに「保護のあんない (冊子)」を配布し、申請権を 含む保護制度の適正な利用について周知しております。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【回答】

生活保護制度の適正な運用のためにも、保護を申請した方に対し、制度の趣旨をていねいに説明し、本人の同意に基づき実施しております。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護 法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないで ください。

【回答】

当市では、納税相談等を行ったうえで、納税資力の回復が見込めない方については執行停止を行っております。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

要望書 15

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯のくらしが圧迫され、健康で文化的なくらしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【回答】

例年、埼玉県を通し、具体的な改善要望事項を国に提出しております。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官 OB の配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

【回答】

ケースワーカーの増員につきましたは、人事担当に要望を行っているところです。 運営状況を考慮し、適正、適切な人事配置に努めてまいります。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額 宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

【回答】

無料低額宿泊所の入所が長期化しないよう、適宜、退所と居所設定を検討し、進めております。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えて下さい。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。 子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【回答】

相談実績につきまして、2年間で延べ421件となっております。

また、自立相談支援事業は、直営で実施しており、必要に応じて生活保護につなげております。また子どもの学習支援については、実施回数を増やす等支援体制を拡充しております。

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額 10 万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【回答】

相談窓口において、活用できる制度につきまして、ていねいに説明し、利用できるよう案内を実施しております。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学20,470円から40,600円、中学校入学23,550円から47,400円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法 26 条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

【回答】

保護児童生徒援助費補助金の引き上げに伴い、本市においても就学援助費の支給費目のうち「新入学児童学用品費」について、平成29年度より引き上げを行いました。 現在の支給額は、小学校費は40,600円、中学校費は47,400円となっております。

この新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、文科省からの通知を受け、 桶川市教育委員会では、現在その課題について情報を収集しております。近隣の市町 教育委員会と連携を図るとともに、市役所内の各関係部署とも連携・調整を行いなが ら検討をしているところでございます。